

言語の研究

第 6 号

特集号「外国人材育成と敬語・敬語教育」

言語の研究

GENGO NO KENKYU
(Inquires into Japanese Language)

No. 6 March, 2020

CONTENTS

国際シンポジウム
「外国人材育成と敬語・敬語教育」について …… 浅川 哲也 … 1

外国人材育成における敬語教育の意義とその問題点 …… 浅川 哲也 … (1)

敬語指南書にみられる敬語解説の問題点 …… 竹部 歩美 … (15)

敬語学習のどこが学習者にとって難しいのか
—学習者自らの振り返りを通して— …… 劉 志偉 … (35)

「お・ご～おき下さい」をどう教えるか
—「ご承知おき下さい」と「ご承知下さい」の
違いに注目して— …… 井上 直美 … (51)

中国語を母語とする日本語学習者に対する敬語教育の問題
—中国国内の日本語教科書にある
「お／ご」の記述— …… 馬 雲 … (65)

韓国の日本語の教科書における敬語の問題について
—初級の教科書を対象に— …… 李 韻珍 … (79)

ロシアの日本語教科書における敬語の指導に関する
—考察 …… グリブ ディーナ … (91)

第 6 号

ASAKAWA Tersuya : About The international symposium "Foreigner material upbringing, respect language and respect language education" …… 1

ASAKAWA Tersuya : The significance and problem of the respect language education in foreigner material upbringing …… (1)

TAKEBE Ayumi : The problem of respect language explanation in books of the respect language …… (15)

LIU Zhiwei : What is difficult about studying KEIGO : from a learners point of view …… (35)

INOUE Naomi : How to Teach "O/GO～okikudasai" : Focusing on the difference between "Gosyōchiokikudasai" and "Gosyōchikudasai" …… (51)

MA Yun : The problem of respect language education to the Japanese learner who is Chinese : Focusing on description of the "O/GO" in the Japanese textbook in China …… (65)

LEE Hyeonjin : About the problems of the honorific in the Korean Japanese textbook : Using the textbook of the beginner's class …… (79)

GRIB Dina : Analysis of respect language *keigo* in Japanese language textbooks for Russian speaking learners …… (91)

首都大学東京言語研究会

首都大学東京
言語研究会
2020.3

Edited
By

TOKYO METROPOLITAN UNIVERSITY GENGO KENKYUKAI
HACHIOJI, TOKYO

首都大学東京 言語研究会 規約

(名称)

第1条 本会は、首都大学東京言語研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、日本語学・言語学・比較言語学・対照言語学・応用言語学・言語教育学およびこれらに関連する領域分野の研究を発展させることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条に記した目的を達成するために、総会、研究発表会ならびに講演会の開催、学会誌『言語の研究』の編集および発行、その他必要と認められた事業を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条に記した研究に従事し、または右の研究に関心を有して、所定の会費を納入した者をもって構成する。

第5条 会員は、当該年度の会費を納入した上で、機関誌の配布を受け、投稿料を納入した上で機関誌への投稿、研究発表の申込をすることができ、かつ会員総会に出席できる。

(組織)

第6条 本会の事務局は、当分の間、東京都八王子市南大沢一―一・首都大学東京日本語教育学教室内に置く。

第7条 本会には役員として、会長一名、副会長一名、運営委員若干名、会計監査一名を置く。

第8条 会長、副会長および運営委員によって運営委員会を

構成する。

第9条 会長および副会長は運営委員会によって選出される。

第10条 運営委員および運営委員長は会長が依嘱するものとする。

2 会計監査は運営委員会の議を経て選出される。

第11条 会長、副会長および運営委員の任期は四年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第13条 副会長は、会長を補佐して、会務を執行し、会長に支障あるときは会務を代行する。

第14条 運営委員会は、予算決算の決定、会計の監督、機関誌の編集、研究発表会・講演会等の開催、その他の会務を決定する。

第15条 会長は運営委員会を組織して、会務の立案、機関誌の編集をし、委員会で決定された会務を執行する。

第16条 会長は編集主任を選出して、機関誌の編集刊行に関する業務を委嘱する。

第17条 会計監査は、会計を監査し、年一回、委員会および会員総会に報告する。

第18条 会長は書記を委嘱して、編集・庶務・会計等の実務を担当させることができる。

第19条 会長、副会長、委員、会計監査については無給とする。

(会計)

第20条 会計年度は、発足年度を除いて毎年四月一日に始ま

り翌年三月末日に終わる。

第21条 本会の経理は、会費、寄付金等の収入、その他によって運営される。

第22条 会費は、会員一名につき年間一千元、賛助会員については年間一万円とする。なお、既納の会費はいかなる事由があつても返還しない。

第23条 会費の変更は、総会に報告の上これを行う。

(会員)

第24条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

a. 退会したとき

b. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

c. 除名されたとき

第25条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

第26条 会員が次の各号の一つに該当するときは除名することができらる。

a. 研究会の名誉を傷つけ、または研究会の目的に違反する行為があつたとき

b. 会費を連続して三年以上滞納したとき

(総会)

第27条 総会は年一回、主として春季にこれを開催し、その際会長は、会員数・役員選出結果・会務・会計および会則の改正等について報告を行う。

2 やむを得ない場合は通信手段をもってこれに代える

ことができる。

(投稿規定)

第28条 学会誌掲載論文の投稿についての規則は別に定める。

(会則の改正)

第29条 会則の改正は、運営委員会が行う。

附則

一 本会則は、二〇一四年八月一日から施行する。

首都大学東京 言語研究会

運営委員会細則(学会誌『言語の研究』編集規定)

一. 学会誌の目的など

学会誌『言語の研究』は研究会の目的や領域に合致し、学術的に高度な内容の研究論文(解説的・書誌的な研究部分を有する翻刻・翻訳等を含む)および研究ノートの発表の場となることを主な目的とする。これに加え、運営委員会の判断により研究会の動向や会員消息等の諸情報を掲載することができる。

二. 投稿論文の査読と掲載の決定

二一. 運営委員会は投稿論文の掲載諸否についての決定をする。

その際、運営委員会が一論文について三名の査読者を指名し、論文掲載の可否および改稿に関する審査を依頼する。運営委員会が非会員に査読を依頼することもできる。

二二. 投稿論文については、運営委員会が合評会を開催し、査読者三名のうち二名以上が許諾した場合に掲載できるものとする。査読者が合評会に出席できない場合、書面をもって査読結果の報告に代えることができる。

二三. 投稿者は自らの論文の査読者になることはできない。

二四. 運営委員会は査読結果をもとに、投稿論文の掲載の可否を決定し、投稿者にこれを報告する。また、運営委員会は投稿者に改稿を求めることができる。

二五. 改稿が求められた論文については、運営委員会が再度合評会を開催した上で掲載の可否を決定する。

三. 編集日程

編集の日程は概ね次のとおりとする。

三一. 投稿締め切り…二月末日(必着。締切を過ぎた投稿は受理しない)

三二. 第一回合評会…三月下旬

三三. 第二回合評会…四月下旬

三四. 最終原稿の提出…五月上旬

三五. 刊行…七月

四. 投稿規定

四一. 資格

単著論文等の場合、投稿者は首都大学東京 言語研究会の会員でなければならない。共著論文等の場合、執筆者全員が投稿資格をもつ会員でなければならない。

四二. 内容

研究論文(解説的・書誌的な研究部分を有する翻刻・翻訳等を含む)または研究ノート(調査報告・実践報告・萌芽的研究についての報告等)。

研究会の目的に合致していればテーマは自由である。

四三. 書式

a. 用紙サイズ…A4

b. 縦書き(横書きも可)

c. 書式

44字×36行×12枚以内(一万八千字程度)。

図版（白黒のみ）

解説的・書誌的な研究部分を有する翻刻・翻訳等は枚数の制限を設けないが、提出の事前に運営委員会に照会すること。誌面上での書式の統一は運営委員会に一任するものとする。

四一四. 投稿原稿について

- a. テキストデータおよびPDFデータを提出すること。
- c. 運営委員会の審査を経て掲載の可否を決定する。
- d. 運営委員会が改稿を求めることがある。

四一五. 提出先（郵送または持参）

〒一九二一〇三九七 東京都八王子市南大沢一―

首都大学東京 人文科学研究科 日本語教育学事務室 気付

首都大学東京 言語研究会 浅川哲也 あて

締切の当日の必着とする。

四一六. 投稿料について

採否に関わらず、投稿料として一本につき五、〇〇〇円を徴収する。

五. 首都大学東京機関リポジトリ

五―一. 団体登録

首都大学東京言語研究会は、首都大学東京機関リポジトリの団体登録者とする。

五―二. 電子的形態での公開

会誌『言語の研究』に掲載され、かつ、別に定める『言語の研究』掲載著作物の電子媒体による公開についての

同意書」を提出した著作者の論文等は、首都大学東京機関リポジトリ「みやこ鳥」に登録し、電子的形態でインターネット上に公開するものとする。

附則

- 一. 本細則は二〇一四年八月一日から施行する。
- 二. 本細則の「五」は二〇一六年八月一日から施行する。
- 一. 本細則の「三・四」を二〇一七年四月一日に改訂した。